



# ご利用ください! あげお市政出前講座

⇒生涯学習課(☎775-9490・☎776-2250)

市では、市民の皆さんが学習を希望するテーマについて、市職員が伺い、各担当分野の仕事の説明や持っている専門的知識などを分かりやすく説明する「あげお市政出前講座」を開設しています。

▶講座メニュー 下表と7ページ表のとおり

▶利用対象者 市内に在住か在勤または在学の人で構成する10人以上の団体 ※知識・技術の習得など、学習を目的とした講座のため、行政に対する要望や苦情を申し入れることはできません。また政治、宗教、営利を目的とした催しなどは利用できません。

▶派遣時間 原則として、月～金曜日午前10時～午後8時のおおむね1時間程度 ※土・日曜日に派遣を希望の場合は、各担当部署とご相談ください。テーマによって開催時期などの条件があります。

▶派遣費用 無料 ※会場は各団体で確保してください。会場使用料や受講の際の材料費は各団体で負担してください。会場は原則として公民館、地域集会所などの公共施設をご利用ください。

▶申し込み 希望する講座(メニュー表参照)の担当部署へ事前に電話で問い合わせの上、派遣希望日の2週間前までに所定の申込書(生涯学習課〈市役所7階〉、各支所・出張所、公民館にある)を直接、担当部署へ

## 平成22年度あげお市政出前講座メニュー表

分野	講座名/内容	担当部署名(電話番号・ファクス番号)
※注1	総合計画について/基本構想、基本計画などの概要	総合政策課(☎775-3963・☎776-8873)
福祉、健康	地域福祉の推進/地域福祉の背景や展望	社会福祉課(☎775-5118・☎776-8872)
	生活保護とは/生活保護制度の概要	社会福祉課(☎775-5119・☎776-8872)
	児童虐待防止啓発研修/児童虐待防止のための連携と地域・市の役割	子ども家庭課(☎775-5121・☎774-5342)
	介護予防/介護予防について	高齢介護課(☎775-4190・☎776-8872)
	介護保険制度/介護保険制度の仕組み	高齢介護課(☎775-6473・☎776-8872)
	高齢者福祉のあらまし/市の高齢者サービスや高齢者を取り巻く現状など	高齢介護課(☎775-5124・☎776-8872)
	高齢者虐待防止啓発研修/高齢者虐待の内容、背景、防止のための連携と地域・市の役割	高齢介護課(☎775-4190・☎776-8872)
	母子保健講座/妊産婦の健康、乳幼児の健康・栄養、歯科	健康推進課(☎774-1411・☎776-7355)
	成人保健講座/成人のメタボリックシンドローム予防、転倒予防、食生活、歯科	
	予防健診講座/予防接種、がん検診など	
	健康増進計画について/健康増進計画の概要	
暮らし	震災対策/身近な震災予防対策と上尾市の震災対策	市民安全課(☎775-5140・☎775-9927)
	身近な温暖化対策/身近にできる温暖化対策の啓発、推進	環境政策課(☎775-6925・☎775-9927)
	上尾市の環境基本計画/上尾市の環境基本計画について説明	
	ごみの出し方・減らし方/ごみの現状と課題について・ごみの「分別」・「減量」・「リサイクル」について・ごみの行方「家庭から最終処分場まで」・資源ごみの行方「家庭からリサイクルされるまで」	西貝塚環境センター(☎781-9141・☎781-9166)
	西貝塚環境センターの仕組み(施設の見学会)/西貝塚環境センターの施設見学とごみの出し方・減らし方	
税	消費生活に関する講座/悪質商法の被害に遭わないための心構えなど	消費生活センター(☎775-0800・☎776-4600)
	中小企業を応援します/融資制度を中心とした中小企業に対する各施策概要	商工課(☎777-4441・☎775-5024)
	あげおの農産物/あげおの農産物を教えます	農政課(☎775-7459・☎775-9872)
都市、緑、水	住民税のしくみ(期間限定9・10月)/住民税のしくみを簡単に説明します	市民税課(☎775-5131・☎775-9846)
	資産税のしくみ(期間限定7～9月)/固定資産税・都市計画税の仕組み	資産税課(☎775-5133・☎775-9846)
	街づくり推進条例/街づくり推進条例を活用して、協働による街づくりの実現を目指す	まちづくり計画課(☎775-7903・☎775-9872)
	市の緑と公園/市の緑と公園について	みどり公園課(☎775-8129・☎775-9872)
	知っておきたい建築知識/建築に関する法律や制限などの知識	建築指導課(☎775-8490・☎775-9872)
	木造住宅の簡易耐震診断/木造住宅に関する簡易耐震診断や補強方法	下水道課(☎775-9302・☎775-9906)
	公共下水道のしくみ(下水道計画および現状、下水道使用料および事業費、下水道施設の維持管理について)	
水道水ができるまで/地下水や河川水が水道水になるまで	水道部総務課(☎775-5160・☎775-9041)	
救命、消防	火災から身を守る/防火に関する基礎知識~住宅用火災警報器などについて~	消防本部予防課(☎775-1314・☎775-2230)
	応急手当/人工呼吸、心臓マッサージ、AED、止血、異物除去、体位管理 ※実施場所近くの消防署または分署へお申し込みください。	上尾/東消防署(☎775-1310・☎770-1902)
		原市/東消防署原市分署(☎722-5225・☎720-1119) 上平/東消防署上平分署(☎775-0119・☎770-1901)

◀次ページへ続く



救命、消防	応急手当／人工呼吸、心臓マッサージ、AED、止血、異物除去、体位管理 ※実施場所近くの消防署または分署へお申し込みください。	大石／西消防署(☎725-2624・☎780-1190) 大谷／西消防署大谷分署(☎726-2771・☎780-1191) 平方／西消防署平方分署(☎782-0911・☎782-0922)
市議会	市議会のしくみ(3・6・9・12月以外)／市議会の仕組みや役割	議会事務局議事調査課(☎775-9467・☎776-2230)
生涯学習、生涯スポーツ	上尾市の生涯学習／生涯学習事業、サークル活動の仕方、公民館の使い方など	生涯学習課(☎775-9490・☎776-2250)
	上尾の遺跡／遺跡の発掘から分かったこと	生涯学習課(☎775-9496・☎776-2250)
	上尾の指定・登録文化財／市内の指定・登録文化財について	
	上尾の歴史／市史の調査で分かったこと	
人にやさしくなれる人権講座／身近な人権について分かりやすくお話しします	スポーツ振興センター(☎781-8112・☎781-8113)	
学校給食	小学校給食について(2～6月以外)小学校給食ができるまで	学校保健課(☎775-9683・☎775-5633)
	中学校給食について／中学校給食についてお話しします	中学校給食共同調理場(☎777-1552・☎777-1553)

※注1…まちのビジョン、市民社会

## 本庁舎、上尾駅・尾山台出張所

5月1日(土)、2日(日)は  
業務を休ませていただきます

市役所本庁舎1・2階の窓口と上尾駅・尾山台出張所は、土・日曜日にも午前8時30分～午後5時(本庁舎のみ正午～午後1時を除く)は開庁していますが、5月1日(土)・2日(日)は特別清掃のため閉庁します。

⇨庶務課(☎775-4963・☎775-9819)  
自治振興課(☎775-4539・☎775-9819)

4月1日(木)から、一人暮らしの高齢者や障害者の世帯を戸別に訪問してごみを収集し、併せて安否確認を行う「ふれあい収集」を始めます。  
▼対象 ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得ることができない一人暮らしの高齢者または障害者の世帯  
▼収集回数 週1回  
▼申し込み 電話で西貝塚環境センターへ ※詳しくは、西貝塚環境センターへお問い合わせください。

ふれあい収集を開始

西貝塚環境センター  
☎781-9141  
☎781-9166

## 平成22年7月採用予定 市職員(土木)を募集

⇨職員課(☎775-5112・☎775-9819)

市では、景気の悪化に伴う雇用対策として正規職員の採用を前倒して、平成22年7月採用予定の職員を次のとおり募集します。

- ▶職種・採用予定人員 土木・3人
- ▶受験資格 学校教育法による大学、短期大学、高等学校で土木の専門課程を専攻し卒業した者、またはこれらと同程度の学力を有すると認められる者で、昭和50年4月2日以降に生まれた者
- ▶試験日 第1次試験／5月1日(土)

※時間と試験会場は、申し込みの時にお知らせします。

▶申し込み 申込書に必要書類を添えて、4月15日(木)～19日(月)午前9時～午後4時に所定の場所へ

※必要書類や受付場所は、市ホームページまたは受験案内をご覧ください。申込書(受験案内)は職員課(市役所4階)、各支所・出張所にあります(市ホームページからダウンロードも可)。

## 平成22年4月の公的年金から市・県民税の特別徴収(仮徴収)が始まります

⇨市民税課(☎775-5131・☎775-9846)

平成22年2月の公的年金から市・県民税が特別徴収(天引き)されている人は、平成22年2月分と同じ額が4・6・8月分の公的年金から引き続き仮徴収されます(転出などにより特別徴収が中止になった人を除く)。市・県民税は6月に年税額が確定するため、確定した年税額から仮徴収した合計額を差し引き、残額を10・12・2月分の公的年金からの特別徴収(本徴収)で調整します(下表参照)。

		平成22年度					
納付方法		特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
月		4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	平成22年2月分の税額と同額を各支給月に特別徴収				平成22年度の年税額から4・6・8月に特別徴収(仮徴収)した合計額を差し引いた残額の3分の1ずつを各支給月から特別徴収		

※「年税額」とは公的年金等の所得分の年税額です。